

【HP】不動産調査・重要事項説明書に係る窓口案内_R3.10月現在

項目	概要	横手市担当部署	その他担当部署	ホームページ
土地・建物の登記	旧増田町・旧十文字町の区域	—	秋田地方務局湯沢支局 (電話：0183-73-2450) ※証明書・地番照会等 (電話：0183-72-6541)	
土地・建物の登記	旧横手市・旧平鹿町・旧雄物川町・旧大森町・旧山内村・旧大雄村の区域	—	秋田地方務局大曲支局 (電話：0187-63-2100) ※証明書・地番照会等 (電話：0187-63-8771)	
土地の公図の閲覧・写しの交付		財務部税務課資産税係 [本庁舎2階] (電話：0182-32-2767) または各地域市民サービス課	—	https://www.city.yokote.lg.jp/faq/1001635/1001639/1002032.html
住居表示	届出対象地域は、旧横手地域の一部	横手地域課建設係 [条里南庁舎] (電話：0182-32-2725)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/faq/1001664/1001665/1001789.html
管内図	・管内図 (1/50000) ※全域 ・管内図その1 (1/25000) ※大森・雄物川 ・管内図その2 (1/25000) ※増田 ・管内図その3 (1/25000) ※山内 ・管内図 中心部 (1/25000) ※横手・平鹿・十文字・大雄	建設部建設課建設監理係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2406)	—	
都市計画図・都市計画基本図	・都市計画図 (1/25000) ※用途地域、都市計画道路等を表示 ・都市計画基本図 (1/2500、1/5000) ※白図 ★都市計画図の一部は、ホームページのPDFファイルで閲覧可能	建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1002981.html
都市計画区域	十文字地域と大雄地域は全域が都市計画区域。 横手・増田・平鹿・雄物川・大森・山内地域は一部が都市計画区域。	建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1002999.html
準都市計画区域	横手市では該当なし	—	—	
市街化区域・市街化調整区域	横手市では該当なし ※横手市の都市計画区域はすべて「非線引き区域」	—	—	
都市計画制限 (都市計画道路)		建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1001446/1001450/1003228.html
都市計画制限 (開発許可【都市計画法第29条】)		建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1002997.html
開発登録簿の閲覧・写しの交付		建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1002982.html
建築確認申請		建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	民間の指定確認検査機関	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001394/1003011.html
建築計画概要書の閲覧	平成11年度以降のもの	建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	
用途地域 (指定に関する事)		建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003000.html
用途地域 (建築物の制限に関する事)		建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	
防火地域	横手市では該当なし	—	—	
準防火地域 (地域の指定に関する事)	横手地域の一部	建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003000.html
準防火地域 (建築物の制限に関する事)	横手地域の一部	建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	
建築基準法第22条指定区域		建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/res/projects/default_project/_page_/001/002/700/000040792.pdf
災害危険区域	横手市山内南郷字下南郷160番地	建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	
壁面線の制限	横手市では該当なし	—	—	
特別用途地区	横手市では該当なし	—	—	
特定用途制限地域 (区域の指定に関する事)	都市計画区域内の用途地域が定められていない地域 (保安林、雄物川地域の福地工業団地を除く)	建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003014.html
特定用途制限地域 (建築物の制限に関する事)	都市計画区域内の用途地域が定められていない地域 (保安林、雄物川地域の福地工業団地を除く)	建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	
特例容積率適用地区	横手市では該当なし	—	—	
高層住居誘導地区	横手市では該当なし	—	—	
高度地区	横手市では該当なし	—	—	
高度利用地区 (地区の指定に関する事)	横手駅東口地区	建設部都市計画課計画係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003000.html
高度利用地区 (建築物の制限に関する事)	横手駅東口地区	建設部建築住宅課指導係 [秋田県平鹿地域振興局庁舎2階] (電話：0182-35-2224)	—	
特定街区	横手市では該当なし	—	—	
都市再生特別地区	横手市では該当なし	—	—	

【HP】不動産調査・重要事項説明書に係る窓口案内_R3.10月現在

項目	概要	横手市担当部署	その他担当部署	ホームページ
特定防災街区整備地区	横手市では該当なし	—	—	
景観地区	横手市では該当なし ※「景観計画区域」は横手市全域	—	—	
風致地区	城付風致地区 愛宕山風致地区	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1002998.html
伝統的建造物群保存地区 (地区の指定に関する事)	横手市増田伝統的建造物群保存地区	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	
伝統的建造物群保存地区 (指定地区内での制限に関する事)	横手市増田伝統的建造物群保存地区	まちづくり推進部文化振興課 [増田庁舎] (電話：0182-45-5512)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1001457/index.html
駐車場整備地区	横手市では該当なし	—	—	
臨港地区	横手市では該当なし	—	—	
歴史的風土特別保存地区	横手市では該当なし	—	—	
第一種(第二種)歴史的風土保存地区	横手市では該当なし	—	—	
緑地保全地域	横手市では該当なし	—	—	
特別緑地保全地区	横手市では該当なし	—	—	
緑化地域	横手市では該当なし	—	—	
流通業務地区	横手市では該当なし	—	—	
生産緑地地区	横手市では該当なし	—	—	
航空機騒音障害防止(特別)地区	横手市では該当なし	—	—	
地区計画	羽黒町・上内町地区計画(地区整備計画なし) 朝日が丘地区計画(地区整備計画あり)	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003009.html
建築協定	ニュータウン宝竜	十文字地域課地域総務係 [十文字庁舎] (電話：0182-42-5111)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001142/1001273/1002703.html
建築協定	協同組合横手卸センター	建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001142/1001273/1002703.html
景観重点地区(※景観地区ではありません)	羽黒町・上内町地区景観重点地区 増田地区景観重点地区	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003009.html
建ぺい率(指定に関する事)		建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	
建ぺい率(詳細に関する事、角地緩和)		建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	
容積率(指定に関する事)		建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	
容積率(詳細に関する事)		建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	
建築物の高さ制限	第一種・第二種低層住居専用地域は高さ制限10m	建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	
道路斜線制限		建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	
隣地斜線制限		建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	
北側斜線制限		建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	
日影規制		建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/002/700/000040721.pdf
積雪荷重	横手市全域が「多雪区域」	建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-35-2224)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/002/700/000040720.pdf
凍結深度	横手市では該当なし	—	—	
横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱	開発行為等	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1002997.html
横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱	中高層建築物	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003008.html
横手市屋外広告物条例	屋外広告物の設置許可等について	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003025.html

【HP】不動産調査・重要事項説明書に係る窓口案内_R3.10月現在

項目	概要	横手市担当部署	その他担当部署	ホームページ
道路法による道路 (建築基準法第42条第1項第1号)	市道	市道の路線名・幅員について 建設部建設課建設監理係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-32-2406) 各地域課建設係	—	https://www.city.yokote.lg.jp/dl-list/1003565.html
	市道の占用・一時使用・工事施行承認・境界確認申請	各地域課建設係	—	https://www.city.yokote.lg.jp/dl-list/1003565.html
	県道	—	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 (電話：0182-32-6208)	
	国道13号	—	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所 (電話：0183-73-3174)	
国道(国道13号以外)	—	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 (電話：0182-32-6208)		
都市計画法、土地区画整理法による道路 (建築基準法第42条第1項第2号)	—	建設部都市計画課【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-32-2408)	—	
建築基準法が適用された時に存在する道路 (建築基準法第42条第1項第3号)	—	建設部建築住宅課指導係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-35-2224)	—	
道路法、都市計画法等による道路で2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定した道路 (建築基準法第42条第1項第4号)	—	建設部建築住宅課指導係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-35-2224)	—	
位置指定道路 (建築基準法第42条第1項第5号)	—	建設部建築住宅課指導係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-35-2224)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001394/1002704.html
建築基準法が適用された時に建築物が建ち並んでいる道路 (建築基準法第42条第2項)	—	建設部建築住宅課指導係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-35-2224)	—	
都市計画道路	—	建設部都市計画課計画係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1001446/1001450/1003228.html
法定外公共物	—	建設部建設課用地補償係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-32-2406)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001395/1003002.html
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)	横手市では該当なし	—	—	
都市緑地法	横手市では該当なし	—	—	
生産緑地法	横手市では該当なし	—	—	
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(特定空港周辺特別措置法)	横手市では該当なし	—	—	
景観法	横手市全域が「景観計画区域」	建設部都市計画課計画係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003027.html
土地区画整理法	施行中：三枚橋地区土地区画整理事業	建設部都市計画課整備係【秋田県平鹿地域振興局庁舎2階】 (電話：0182-32-2408)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001398/1003007.html
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	横手市では該当なし	—	—	
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	横手市では該当なし	—	—	
被災市街地復興特別措置法	横手市では該当なし	—	—	
新住宅市街地開発法	横手市では該当なし	—	—	
新都市基盤整備法	横手市では該当なし	—	—	
旧公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律(旧市街地改造法)	横手市では該当なし	—	—	
流通業務市街地の整備に関する法律(流通業務市街地整備法)	横手市では該当なし	—	—	
都市再開発法	横手市では該当なし	—	—	
幹線道路の沿道の整備に関する法律(沿道整備)	横手市では該当なし	—	—	
集落地域整備法	横手市では該当なし	—	—	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(密集市街地整備法)	横手市では該当なし	—	—	
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)	横手市では該当なし	—	—	
港湾法	横手市では該当なし	—	—	
住宅地区改良法	横手市では該当なし	—	—	
公有地の拡大の推進に関する法律(公有地拡大推進法)	以下に該当する土地を有償譲渡しようとする場合、届出が必要 ・都市計画施設の区域内で200㎡以上 ・道路、都市公園、河川などの区域に指定された土地 ・都市計画区域内で10,000㎡以上	総務企画部経営企画課 【本庁舎3階】 (電話：0182-35-2164)	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003618.html
農地法	農地の転用等について	農業委員会事務局 【条里南庁舎】 (電話：0182-35-2172) または各地域課産業建設係 ※横手地域は農業委員会事務局へ	—	
農業振興地域の整備に関する法律	農用地利用計画・農振除外について	農林部農業振興課農業政策係 【秋田県平鹿地域振興局庁舎3階】 (電話：0182-32-2112) または各地域課産業建設係 ※横手地域は農業振興課へ	—	

【HP】不動産調査・重要事項説明書に係る窓口案内_R3.10月現在

項目	概要	横手市担当部署	その他担当部署	ホームページ
宅地造成等規制法（宅地造成工事規制区域）	横手市では該当なし	—	—	
宅地造成等規制法（造成宅地防災区域）	横手市では該当なし	—	—	
都市公園法	都市公園	建設部都市計画課整備係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2408）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1001446/1001447/1003220.html
自然公園法	横手市では該当なし	—	—	
都市の低炭素化の促進に関する法律	「樹木等管理協定」は横手市では該当なし	—	—	
都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定	建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕	—	
河川法	河川区域について	—	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 （電話：0182-32-6208）	
特定都市河川浸水被害対策法	横手市では該当なし	—	—	
海岸法	横手市では該当なし	—	—	
津波防災地域づくりに関する法律	横手市では該当なし	—	—	
砂防法	砂防指定地（市への権限移譲「砂防設備の占用等の許可」）	建設部建設課建設監理係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2406）	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 （電話：0182-32-6208）	
地すべり等防止法	地すべり防止区域（市への権限移譲「地すべり防止区域内における行為の許可」）	建設部建設課建設監理係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2406）	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 （電話：0182-32-6208）	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）	急傾斜地崩壊危険区域（市への権限移譲「急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可」）	建設部建設課建設監理係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2406）	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 （電話：0182-32-6208）	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止対策推進法）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	—	秋田県平鹿地域振興局建設部用地課 （電話：0182-32-6208）	
森林法	保安林	農林部農林整備課〔秋田県平鹿地域振興局庁舎3階〕 （電話：0182-32-2114）	秋田県平鹿地域振興局農林部森づくり推進課 （電話：0182-32-9505）	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1136332241352/index.html
森林法	普通林	農林部農林整備課〔秋田県平鹿地域振興局庁舎3階〕 （電話：0182-32-2114）	秋田県平鹿地域振興局農林部森づくり推進課 （電話：0182-32-9505）	
全国新幹線鉄道整備法	横手市では該当なし	—	—	
文化財保護法	埋蔵文化財等について	教育総務部文化財保護課〔条里南庁舎〕 （電話：0182-32-2403）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/kurashi/1001140/1001262/1005072.html
航空法	航空障害灯等（高さ60m以上の高層建築物等）	—	国土交通省東京航空局保安部 航空灯火・電気技術課 監理係 （電話：03-5275-9296）	
国土利用計画法	以下に該当する土地取引等をした場合は届出が必要 ・都市計画区域内 5,000m以上 ・都市計画区域外 10,000m以上	総務企画部経営企画課〔本庁舎3階〕 （電話：0182-35-2164）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003619.html
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	山内軽井沢地区最終処分場（平成24年度廃止手続き完了）	市民福祉部生活環境課〔本庁舎1階〕 （電話：0182-35-2184）	—	
土壌汚染対策法		—	秋田県平鹿地域振興局福祉環境部環境指導課 （電話：0182-45-6139）	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1274746631870/index.html
都市再生特別措置法	立地適正化計画の施行に伴う届出制度について	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2408）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shisei/1001176/1001446/1001447/1003303.html
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）	重点整備地区は横手市では指定なし	—	—	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）	特別特定建築物について	建設部建築住宅課指導係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-35-2224）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001394/1005625/1002761.html
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（略称：バリアフリー法）	特定路外駐車場の設置等の届出について	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2408）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003036.html
災害対策基本法	指定緊急避難場所・指定避難所について	総務企画部危機対策課〔条里北庁舎2階〕 （電話：0182-35-2195）	—	
東日本大震災復興特別区域法	横手市では該当なし	—	—	
大規模災害からの復興に関する法律	横手市では該当なし	—	—	
駐車場法	路外駐車場の設置等の届出について	建設部都市計画課計画係〔秋田県平鹿地域振興局庁舎2階〕 （電話：0182-32-2408）	—	https://www.city.yokote.lg.jp/shigoto/1001167/1001396/1001397/1003036.html
水道		上下水道部水道課〔水道庁舎1階〕 （電話：0182-35-2252）	—	
下水道		上下水道部下水道課〔水道庁舎2階〕 （電話：0182-35-2253）	—	
電気	各電気事業者にお問合せください。	—	—	
ガス	各ガス事業者にお問合せください。	—	—	

※「不動産調査・重要事項説明書に係る窓口案内」は、横手市ホームページ（<https://www.city.yokote.lg.jp/>）に掲載して

▲ページID検索に「1004249」と入力して検索
▲トップページ＞しごと・産業＞建設・設備業＞都市計画・開発（事業者向け）＞都市計画（事業者向け）から閲覧

★横手市都市計画課からのお知らせ・都市計画課関連の業務について⇒横手市ホームページ（<https://www.city.yokote.lg.jp/>）

▲ページID検索に「1003233」と入力して検索
▲トップページ＞市政・広報＞地域づくり＞都市計画・開発・整備・交通＞都市計画 から閲覧